

[国外居住の受験者各位]

(留学ビザの取得について)

日本国外に居住しており、日本に在留する資格を持っていない場合は、東京理科大学に入学するにあたり、本国の日本大使館または領事館にて「留学」ビザ発給申請を行う必要があります。

なお、ビザ申請の際には、法務省東京出入国在留管理局から「在留資格認定証明書（COE）」を取得し、これを使用して「留学」ビザ申請を行うと、審査が円滑に進むとされています。

「在留資格認定証明書（COE）」を取得する場合は、入学手続期間内にCOE申請のための書類を提出する必要があります。必ず東京理科大学ホームページの外国人留学生入試ページ内に掲載している「[在留資格認定証明書交付申請について](#)」を読み、手続きの詳細について確認のうえ、期間内に申請してください。

※国外居住者は「在留資格認定証明書（COE）」を取得したら、自国の日本大使館または総領事館等でビザ発給の申請を行う必要があります。日本国内で、~~短期滞在~~の資格から~~留学~~に切り替えることはできません。